

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 人権啓発推進僧侶研修会開催要項

1. 趣 旨

本研修会は、専如門主よりご教示いただきました、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体して、「実践運動」総合基本計画に基づき、宗門における差別・人権問題の課題を教区・組の取り組みを通して学びを深めて、自らの課題につなげることを目的にしております。

私たちの周りにある社会問題や意識の多様化から起こる人権の課題に対して、具体的な取り組みを実践することは、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」の実現につながります。

特に、研修課題③「み教えと差別の現実について」は、本研修会当初から課題とされていた、差別の現実に向き合い、親鸞聖人のみ教えを現実社会の中でいかに発揮するかという「教学的な課題」に対する重要性から、全ての組においての学習を奨励しております。未だ研修課題として実施されていない組は、今年度必ず学習していただきますようお願いいたします。

本年度も御同朋の社会をめざして、ともに実践運動を進めてまいりましょう。

2. 研修課題

①宗門におけるジェンダー平等推進について

宗門における、これまでの男女共同参画への取り組みを継承しつつ、ジェンダー平等の取り組みを推進するため、宗報へ掲載のジェンダー平等推進委員会よりの「中間報告」(2024年10月号掲載)、「答申書」(2025年1月号掲載)を踏まえた研修会を行う。

②過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて

過去帳等の記録は個人情報であり身元調査に利用されないよう『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』を用いた研修会を行う。

③み教えと差別の現実について (*本課題未開催組必須)

参考資料『み教えと差別の現実』を用いて、改めて経典における用語を通して差別問題を学ぶ。(女人往生、根欠、梅陀羅等)

④教区又は組が独自に設定する差別・人権問題について

<参考例>

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 同和問題(部落差別解消推進法) | (2) 感染症・ハンセン病と差別問題について |
| (3) 外国人差別(ヘイトスピーチ解消法) | (4) 障害者差別(障害者差別解消法) |
| (5) 性の多様性と人権 | (6) 災害と人権 |

3. 開催期間

2025年度内の開催とします。(できるだけ年内に開催ください)

4. 開催場所

組内寺院・教務所（別院）・その他

5. 開催方法

年度当初に教区と組で協議・相談のうえで開催してください。

○研修会の開催形式は、各組での開催を原則とします。

（但し、地域的な諸事情を考慮し、2組・3組合同での開催も可能です。）

○開催にあたり、多くの僧侶へ参加いただけるよう、ご周知ください。

6. 講師出講制度について

〔1〕教区・組内の講師

- ・実践運動に関する研修であることから、なるべく組内僧侶を中心に、又は教区内僧侶などをもって講師としてください。但し、研修課題③をされる場合、教区主催の参考資料にかかる研修会を受講した方を講師としてください。
- ・講師は課題について、話し合い（班別討議）など、参加者の発言が得られるよう配慮してください。設定した課題によっては、外部講師も予想されますが、その場合においても同様の配慮を行ってください。

〔2〕一般財団法人同和教育振興会の講師斡旋

- ・研修会開催にあたり、同和教育振興会の講師派遣制度を利用することができます。この場合、講師にかかる交通費は同和教育振興会が負担いたしますが、謝礼・宿泊費・その他講師招請にかかる経費は主催者側（教区又は組）の負担となります。なお、講師の指定は出来ません。

（同和教育振興会の経費（交通費）負担には限度がありますので、希望の際は、早めに教務所を通じて同和教育振興会へご連絡ください。なお、予算執行後は講師紹介のみとなり、講師にかかる交通費等の経費については主催者側の負担となりますことご了承ください。）

《同和教育振興会の講師派遣利用にかかる事務手続きについて》

- （1）別紙申請書《様式④》（45ページ）（同和教育振興会宛提出用）を利用ください。
- （2）原則として、開催日の2カ月前迄に申請を行うものとします。

- (3) 都合により要請に応じられない場合があるため、少なくとも第2希望まで派遣希望日を設定してください。
- (4) 研修会開催日から2カ月以内に、別紙報告書《様式⑤》(46ページ)を同和教育振興会宛提出ください。

[3] 宗派からの講師派遣制度の利用【研修課題④をテーマにした研修を行う場合】

- ・統合企画室の「研修会講師派遣等にかかる対応」(62ページ)を利用することができます。ご利用の際は統合企画室へお問い合わせください。

7. プログラム

基本日程（案）【150分設定】

時間配分	プログラム	備 考
15分	開会式 *勤行 *挨拶	趣旨説明含む
60分	問題提起	講師
35分	話し合い（班別討議）	座長・記録
5分	休憩	
30分	全体討議 *話し合い報告 *全体討議 *まとめ	討議司会 講師
5分	閉会式 *挨拶	

※参加人数により内容を変更することも可能です。

8. 助 成 金

研修課題①～④いずれかの内容を行った研修に対し、助成金を交付します。

- (1) 研修会終了の組へ1回に限り助成金を交付します。
- (2) 組に対して3万円を助成します。
- (3) 教務所へ報告書が提出された後に宗派に申請します。研修会開催助成金は教務所より各組へ送金されます。

9. 開催後の事務手続き・報告書の提出について

- (1) 宗派への事務手続きの都合上、開催日の1カ月以内に、教務所へ「報告書（様式③）」(42～43ページ)を提出ください。
- (2) 教務所にて「報告書（様式③）」に受付日・確認印押印後、控えとして1部返却いたします。
- (3) 特に3月開催分については、開催後、直ちに教区へ提出ください。
- (4) 研修会のレジュメ等、提供可能な資料教材がある場合は提出（2部）ください。
- (5) 報告書は、2組以上の合同開催の場合も各組より提出してください。

また報告書内の「研修をふりかえって」には、各組内よりの研修を受けて、人権・差別に関する意見・感想を詳細に記入してください。

- (6) 報告書は、鉛筆・フリクション（消えるボールペン）等、第三者が消すことのできる筆記具を使用しての記入はしないでください。

＜注意事項＞

※開催日より2カ月を超えて、交付申請のあった場合は、交付されない。

10. 研修資料

- (1) 「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」
- (2) 『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』
- (3) 身元調査拒否リーフレット（寺族向け・門信徒向け）
- (4) 人権啓発推進僧侶研修会参考資料『み教えと差別の現実』
- (5) 同朋運動ブックレット②『経典と差別』（同和教育振興会発行）
- (6) 同朋運動ブックレット⑪
『経典にみる差別語を考える―「梅陀羅」・「女人往生」・「根欠」―』
(同和教育振興会発行)
- (7) 『ハンセン病差別と向き合う―本願寺教団の歩みと課題―』
- (8) 教区で独自に選定・作成した資料
- (9) 『宗報』掲載原稿

※上記の(1)(7)(9)の資料については、宗派公式 Web サイト内「【過去記事まとめ】社会部＜人権問題関係＞よりの啓発資料のお知らせ」よりダウンロードのうえご利用ください。尚、該当ページが探しにくい場合は、宗派公式 Web サイトトップページ検索ボックスより「啓発資料」と検索ください。

※(1)(3)の冊子は配布可能でありますので、当部までお問い合わせください。

11. 添付書類

- (1) 「研修会報告書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式③＞（42ページ）
 - (2) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書」＜様式④＞（45ページ）
 - (3) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣報告書」＜様式⑤＞（46ページ）
- ※上記(2)(3)は、同和教育振興会宛提出

以 上

《様式③》

()組「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)」人権啓発推進僧侶研修会報告書

組 名	組 ()ヶ寺		会 場	
開 催 期 日	月 日 ()曜日		参加寺院数	ヶ寺
開 催 時 間	時間 分 (: ~ :)		参加者内訳	男性 () 名
研 修 課 題	☐ ①宗門におけるジェンダー平等推進について	僧侶 () 名		女性 () 名
	☐ ②過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて			住職 () 名
	☐ ③み教えと差別の現実について			衆徒 () 名
	☐ ④教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について			男性 () 名
研 修 講 題				女性 () 名
講師(役職)	()		※性別毎の参加者数記載は任意	
研 修 形 式	☐ 講義(問題提起)と班別話し合い法座・まとめ ☐ 講義と全体話し合い(質疑応答含む) ☐ その他 ()			
研修内容について、事前打合せをしましたか？		☐ 打合せをした ☐ 特にしていない		

※□欄にチェックしてください。

研 修 日 程			
時 間	日 程	時 間	日 程
:		:	
:		:	
:		:	
:		:	

資料教材 ※使用された資料教材があればご記入ください。(教区や組独自で作成したものを含む)

- ◆開催後1カ月以内に教区へご提出ください。
- ◆開催後2カ月を超えて交付申請のあった場合は、助成金が交付されませんので、予め、ご了承ください。
- ◆研修内容把握のため、提供できる資料教材があれば、添付してください。

研修内容の概略（箇条書きでご記入ください。）

※必ずご記入ください

研修をふりかえて（研修を受けて感じた、人権・差別に関する意見・感想及び今後の課題・特記事項）

※必ずご記入ください

上記の通り報告いたします。

月 日

組 組長

印

教務所受付欄	
月 日	印 (個人印)

[2025(令和7)年度版 書式]

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 人権啓発推進僧侶研修会講師派遣要綱

1. 目 的

宗派の開催要項に基づき、御同朋の社会をめざして、ともに実践運動をすすめる

2. 研修課題

- (1) 宗門におけるジェンダー平等推進について
- (2) 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて
- (3) み教えと差別の現実について
- (4) 教区又は組が独自に設定する差別・人権問題について

3. 派遣費用

- 会場までの交通費については当会にて負担
- 講師謝礼・宿泊費(交通機関の都合上、又は研修会日程上、宿泊費が必要な場合)については主催者側負担
- ※原則、当日出発・当日帰着可能な講師を選任いたします

4. 派 遣 先

- 教区・組に出講いたします。人権啓発推進僧侶研修会にご利用ください。
- なお原則、各箇所、年度内1回のご依頼とさせていただきます。

5. 申込方法

- 一般財団法人同和教育振興会へご連絡ください。折り返し当会よりご連絡させていただきます。
- 申請書は、教区を通して提出頂き、お申し込みとさせていただきます。(FAX可)
講師の指定はできかねますので、ご了承ください。
- 講師決定後、ご担当者様にご連絡いたします。ご担当者から講師に直接ご連絡頂き、内容・日程の確認をお願いいたします。

6. そ の 他

- 予算の都合上、ご依頼を頂いた時点で、交通費の負担が無理な場合には、講師のみの推薦をさせていただきますことをご了承ください。
- 研修会開催の2カ月前までにお申し込みされない場合は、講師を紹介出来ない可能性があります。
- なお事情により、研修会が中止・変更となる場合、至急に講師、また当会へのご連絡をお願いいたします。
- 開催後1カ月以内に下記まで「報告書《様式⑤》」(46ページ)を必ずご提出ください。

〒600-8229京都市下京区油小路通七条上る米屋町167番地
本願寺同朋センター内 TEL: 075-343-5047 FAX 075-342-2793
Gmail doubou.center@gmail.com

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動） 人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書

- 研修課題（いずれかに○をご記入ください）
- （１）宗門におけるジェンダー平等推進について
 - （２）過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて
 - （３）み教えと差別の現実について
 - （４）教区又は組が独自に設定する差別・人権問題について

- 開催日時（候補日：数案お聞かせください）

① 月 日（ ） ： ～ ：	② 月 日（ ） ： ～ ：	③ 月 日（ ） ： ～ ：	④ 月 日（ ） ： ～ ：
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

- 開催場所 フリガナ（ 教区 組）

【住所】

【電話番号】

【最寄り駅】

線

駅

- 研修会名

- 対象者

- 参加人数（概算）

名程度

フリガナ
申込み団体（ 教区 組）

フリガナ
代表者名前

印

連絡先 〒 住所・寺号）	
ご担当者様名）	
電話番号）	FAX 番号）
E-mail	年 月 日申し込み

以上、講師派遣の申し込みをいたします。

教務所確認 印
（個人印 可）

《様式⑤》

＜主催者用＞

提出日	年	月	日
-----	---	---	---

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会 講師派遣報告書

名 前

開催日		会場名	
時 間		教 区	
出席者	参加者 名（内訳 ）		
研修課題			
日 程			
所 感			
＜特記事項＞			

※（一財）同和教育振興会宛提出